

弟子屈町企業振興促進条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業振興が地域経済の活性化を果たす役割の重要性にかんがみ、事業所の新設に対する助成、固定資産税の課税免除及びその他の支援を実施し、本町産業の活力向上を図り、活力ある町づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「法人」という。）及び個人をいう。
- (2) 新設 町内に新たに事業所を設置（既存建物の取得を含む。）するものをいう。
- (3) 新築 新設の内、事業所となる建物を新たに建設することをいう。
- (4) 増設 事業の拡大を目的として、町内の既存の事業所を増設する場合をいう。
- (5) 取得等 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその付属設備にあっては改修（増築、改築又は模様替えをいう。）のための工事による取得又は建設を含む。
- (6) 投資額 設備の取得等に係る費用で、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産（以下「特別償却資産」という。）の取得価格のうち、非営業用部分に係る価格（営業の用途に供する部分と容易に分けることができない場合は、面積案分により算出した額）を差し引いた額をいう。ただし、既設の建物の取得価格は、不動産鑑定評価額又は固定資産評価額を上限とする。
- (7) 本社機能 本社（本店登記されている住所に設置されている事業所）における総務、人事、経理、企画、研究開発部門などの中枢機能をいう。
- (8) M・C方式 事業運営において、施設の所有者と事業経営が分離している方式（マネジメント・コントラクト方式）をいう。
- (9) 新規雇用者 企業等において新規に雇用する者のうち、本町に住民登録を有する者（以下「町民」という。）又は住民登録を予定している者をいう。
- (10) 空き施設 住宅又は店舗などの建物で、現に使用されていないもの又は建物の使用部分と未使用部分が壁など容易に取除くことができないもので物理的に分離されており、未使用部分の活用が現に使用している者の使用の妨げとならない場合における未使用部分をいう。
- (11) サテライトオフィス 町外に本社を有する法人が町内に設置する事務所をいう。

(対象者の除外)

第3条 弟子屈町暴力団排除条例（平成24年弟子屈町条例第18号）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団関係事業者は、本条例に定める補助金その他の優遇措置の対象者になることはできない。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される事業所は、本条例に定める補助金その他の優遇措置の対象者になることはできない。

第2章 事業所の新設等に係る支援

(新設等に係る支援)

第4条 町内での事業所の新設に係る支援は、次に定めるところによる。

- (1) 設備投資補助金
- (2) サテライトオフィス設置補助金
- (3) 宿泊業再生事業補助金
- (4) 家賃補助金
- (5) 固定資産税課税免除

2 前項第1号から第4号までの補助金は、予算の範囲内で交付する。

3 第1項第5号の支援は、特別償却資産の取得等の場合に適用するものとする。

(支援の対象及び内容)

第5条 前条第1項第1号から第4号に規定する支援の対象及び内容は、別表1に定めるところによる。

2 複数人の出資により事業所を取得する場合(複数人で管理組合等を設置して取得する場合を含む。)における前条第1項第1号から第3号に定める支援(以下「補助支援(家賃補助を除く。)」という。)は、1件の事業として支援の対象とする。この場合、第8条に規定する支援の申請は、代表者がこれを行うものとする。

3 M・C方式など事業所施設の所有者と事業運営を行う者が別である場合における補助支援(家賃補助を除く。)の対象者は、施設の所有者又は事業運営者のどちらか一方とする。

4 前条第1項第3号に規定する補助金は、別表2に定める投資額及び宿泊部屋数、雇員人数に該当する場合は、算定した補助金額(以下「補助基準額」という。)と宿泊部屋数及び雇員人数の要件の右欄に記載する補助金の減少率の合計の積を補助基準額から控除した額を補助金の交付額とする。

5 前条第1項第5号に規定する固定資産税課税免除は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)第8条の規定により当町が定める過疎地域持続的発展市町村計画に定める産業の振興を促進する区域内において実施される特別償却資産の取得等を行う企業等を対象とし、その業種及び当該特別償却資産の取得等に係る投資額の要件、課税免除の内容は、別表3に定めるところによる。

6 設備投資補助金の対象となる法人であって、事業所の新設に伴い過疎法第2条に定める過疎地域以外から当町に本社機能を移転する場合は、補助金額に100万円を加算する。

7 設備投資補助金、サテライトオフィス設置補助金又は宿泊業再生事業補助金の対象となる企業等であって、事業所の新設により就業者が3名以上転入した場合は、就業者転入奨励金として、補助金額に転入した就業者1人につき10万円を加算する。ただし、100万円を限度とする。

8 算定した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

9 設備投資補助金、サテライトオフィス設置補助金及び宿泊業再生事業補助金の対象となる者が、事業所の新設にあたり他の制度による補助金等を受ける場合は、投資額から当該補助金額を控除した額を投資額とする。この場合、控除後の投資額が別表1に定める対象要件に満たない場合は、支援の対象となることができない。

10 設備投資補助金、宿泊業再生事業補助金及びサテライトオフィス設置補助金は、重複して対象となることができない。

11 町長は第1条の目的達成のため特に必要があると認めたときは、第1項に定める支援を受ける者に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 町有普通財産の貸付又は売却
- (2) 用水の確保
- (3) 道路等周辺公共施設の計画的整備
- (4) その他必要な援助

(補助金の交付に係る支援の対象外)

第6条 補助支援(家賃補助を除く。)の支援を受けた者は、支援を受けた年度から5年を経過するまで、補助支援(家賃補助を除く。)の対象となることはできない。

2 新設する事業所の購入又は賃貸借の相手方又は過去5年度内に補助支援(家賃補助を除く。)の支援を受けた企業等が次の各号に該当する場合は、補助金の交付に係る支援の対象となることはできない。

- (1) 支援の申請をしようとするものが個人の場合
 - ア 申請をしようとする者の3親等以内の親族
 - イ 申請をしようとする者が役員 of 法人
 - ウ 申請をしようとする者の3親等以内の親族が役員 of 法人
- (2) 支援の申請をしようとするものが法人の場合
 - ア 申請をしようとする法人の役員又は当該役員 of 3親等以内の親族
 - イ 申請をしようとする法人の同族会社(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。)
 - ウ 申請をしようとする法人の同族会社の役員又は当該役員 of 3親等以内の親族

3 同一年度内において、複数の事業所の新設の事業を実施する場合は、一つの事業所と見なして支援

の対象とする。この場合において、投資額が全体の合計額とし、補助金の限度額は、対象となる支援項目のうち、いずれか高いものとする。

4 事業の内容が、既に町内にある事業所を移転するものである場合は、家賃補助金の対象となることができない。ただし、事業所全体の業種又は業態を転換する場合を除く。

(固定資産税課税免除の対象外)

第7条 固定資産税課税免除は、対象となる事業所に営業の用途に供しない部分がある場合は、当該部分を固定資産税の課税免除の対象とすることはできない。

(支援の申請)

第8条 第4条から前条までに定める支援を受けようとする者は、規則の定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、事業所の新設の事業着手前に行わなければならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

3 町長は、第1項の申請があったときは、補助支援(家賃補助を除く。)に係る補助金交付の可否等の決定にあたり、弟子屈町企業振興促進審査委員会(以下「委員会」という。)に諮問し、その意見を聞かなければならない。

4 固定資産税課税免除指定の決定を受けた者は、規則の定めるところにより、課税免除の対象となる期間中、毎年町長に課税免除の申請をしなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助支援(家賃補助を除く。)に係る補助金は、事業完了し、営業開始を確認した後に交付する。

2 家賃補助金は、4半期ごとに交付する。

(事業所の承継)

第10条 補助金の交付前又は固定資産税の課税免除の対象期間中に、新設等をした事業所の承継があったときは、当該承継人に対し補助金の交付又は固定資産税の課税免除を行うものとする。

2 前項の承継人は、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(事業計画の変更等)

第11条 支援の決定を受けた者(以下「支援決定者」という。)は、当該事業所の新設等に係る計画等を変更しようとするときは、規則の定めるところにより町長の承認を受けなければならない。

2 支援決定者は、当該事業所の新設等に係る事業を中止するときは、規則の定めるところにより町長の承認を受けなければならない。

(営業の開始等の届出)

第12条 支援決定者は、支援の決定を受けた事業所の設置に係る工事の完了及び営業の開始その他規則の定める事項について、町長に届け出なければならない。

2 支援決定者は、支援を受けた事業所について、営業開始後決算期毎5年間、営業の状況を規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(補助金の交付又は課税免除の取消し)

第13条 町長は、支援の決定を受けた者(第10条の承継人を含む。)が次のいずれかに該当すると認められるときは、支援の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令等に違反したとき。

(2) 支援の要件を欠くに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により支援の決定を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 支援の決定を受けた事業所について、正当な理由なく設置後1ヶ月以内に営業を開始しなかったとき。

(5) 補助支援(家賃補助を除く。)の決定に係る事業所の経営期間が、営業開始後5年に満たなかったとき。

(6) 課税免除に係る事業所の経営期間が、営業開始後当該支援の期間に満たなかったとき。

(7) 家賃補助金にあっては、正当な理由なく営業を1ヶ月以上停止し、又は廃止したとき。

(8) 町税等を滞納したとき。

(委員会の設置)

第14条 補助支援(家賃補助を除く。)の適用について、公正かつ円滑に運用するため、町長の諮問機

関として、委員会を置く。

- 2 委員会は、第8条第3項の諮問があった場合は、その内容を審査し、町長に答申しなければならない。
- 3 町長は、委員会の答申を尊重しなければならない。
- 4 委員会の組織及び運営については、規則で定める。

第3章 新規雇用支援

(対象事業者)

第15条 新規雇用支援の対象となる事業者は、次の各号に掲げる事項の全てに該当する事業者とする。

- (1) 町内に住所を有する者を積極的かつ継続して雇用する意思がある事業者
- (2) 町が出資していない事業者
- (3) 町税等を滞納していない事業者
- (4) 雇用保険に加入している、又は加入する事業者
- (5) 過去1年間に、事業主の事由による退職者がいない事業者

(対象となる従業員及び補助期間)

第16条 新規雇用支援の対象となる新規雇用者（以下「支援対象雇用者」という。）は、雇用保険に加入する雇用者で、1年を超えて雇用される者とする。ただし、役員として雇用されるものは除く。

- 2 新規雇用支援に係る補助金の交付期間（以下「補助期間」という。）は、補助の対象となる従業員を雇用した月から1年間とする。
- 3 支援対象雇用者が自己の理由により退職した場合において、事業主が退職した従業員にかわり、第1項の要件を満たす者を雇用するときは、町長の承認を受けた場合に限り、新たに支援対象雇用者としてすることができる。この場合において、前項に規定する補助期間は、当初の支援対象雇用者の補助期間の残存期間とする。

(制度利用等の限度)

第17条 新規雇用支援の利用は、1事業所につき3年に1回とする。

- 2 支援対象雇用者は2人を限度とする。ただし、補助金の申請（支援期間が2年度にまたがる場合は、初年度の申請）の際に1人だった場合は、当該申請後において支援の対象となる雇用者を追加することはできない。

(雇用支援補助金の額)

第18条 新規雇用支援の補助金（以下「雇用支援補助金」という。）の額は、支援対象雇用者1人かつ1ヶ月につき支払った月額賃金（所得控除及びその他の控除前の額。以下同じ。）の10分の3の額（1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てた額とする。）とし、3万円を上限とする。

- 2 当該補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第19条 雇用支援補助金の交付を受けようとする事業者（以下「雇用支援申請者」という。）は、支援対象雇用者の雇用開始日から起算して30日以内に、規則の定めるところにより町長に申請しなければならない。

- 2 補助期間が2年度にまたがる場合は、次年度において残存期間分の申請を行わなければならない。この場合、当該年度の4月30日までに申請しなければならない。

(雇用支援補助金の交付決定等)

第20条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて聞き取り調査等を行い、当該申請の内容を審査し、雇用支援補助金の交付の可否を決定し、速やかに雇用支援申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、雇用支援補助金の交付の決定において、正当な交付を行うために必要があると認めるときは規則の定めるところにより条件を付して、交付の決定を行うことができる。

(雇用支援補助金の請求及び交付)

第21条 雇用支援補助金の交付の決定を受けた者（以下「雇用支援決定者」という。）は、3月、6月、9月及び12月の末日（以下「請求日」という。）に当該月以前の補助期間についての雇用支援補助金の交付を請求できるものとする。ただし、3月末日に請求する場合を除き、支援対象雇用者が雇用保険に加入した期間が3ヶ月を経過した後でなければ請求できないものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、当該請求の内容を調査し、雇用支援補助金を交付すべきと認めるときは、当該補助金を請求のあった日から30日以内に雇用支援決定者が指定する口座に振り込むものとする。

(雇用計画等の変更)

第22条 雇用支援決定者は、雇用計画等を変更しようとするときは、規則の定めるところにより、町長の承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第23条 雇用支援決定者は、支援の決定を受けた事業を中止するときは、規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(事業の完了)

第24条 雇用支援決定者は、支援の決定を受けた事業が完了したときは、規則の定めるところにより、町長に報告しなければならない。また、補助金の交付決定に係る町の会計年度が終了した場合も同様とする。

(交付決定の取消し等)

第25条 町長は、雇用支援決定者又は新規雇用者が次の各号にいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令等に違反したとき。
- (2) 第15条又は第16条の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 正当な理由なく決定を受けた事業を1ヶ月以上停止し、又は廃止したとき。
- (5) その他不正の行為があったと町長が認めるとき。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用の特例)

2 この条例施行の際、令和4年4月1日以降に事業に着手しているものは、本則第8条第2項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号から第3号に規定する支援の申請を行うことができるものとする。

別表1（第5条第1項関係）

支援名	対象者	補助金の額
設備投資補助金	町内に事業所(宿泊施設を除く。)を新設するものであって、新設に係る投資額(賃貸により事業所を新設する場合は、当該賃借料を除いた額。)が、次に該当する企業等。 (1) 法人 1,000万円以上 (2) 個人 200万円以上	(1) 法人 500万円 (2) 個人 投資額の1/2 限度額：500万円
サテライトオフィス設置補助金	町内にサテライトオフィスを設置する法人であって、設置に係る投資額(賃貸により設置する場合は、賃借料を含まない。)が200万円以上の法人。	定額：100万円
宿泊業再生事業補助金	新築若しくは空き施設を取得又は賃借し、宿泊施設を設置する事業で投資額が次に該当する企業等 (1) 法人 1,000万円以上 (2) 個人 200万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・投資額が1億円以上 投資額の1/10 限度額：1億円 ・投資額が1億円未満 投資額の1/2 限度額：1,000万円
家賃補助金	町内の空き施設を賃借して新規に事業所を新設する企業等。	(1) 営業を始めた月から1年間 月額賃借料の2/3以内 限度額：50,000円 (2) 営業開始2年目 月額賃借料の1/3以内 限度額：25,000円

別表2（第5条第4項関係）

投資額	宿泊部屋数による補助金の減少率		雇用人数による補助率の減少率	
	宿泊部屋数	補助金の減少率	雇用人数	補助金の減少率
5億円以上7億円未満	5部屋以下	20%	5名以下	20%
7億円以上		5名以下	25%	
		6名以上 10名以下	15%	

※雇用人数は、新規に雇用する者で弟子屈町に住民登録を有する者（雇用により弟子屈町に住民登録をする者を含む。）とする。

※M・C方式による運営を行う場合は、雇用人数は運営事業者の雇用人数とする。

別表3（第5条第5項関係）

対象業種	投資額			課税免除の内容	
	資本金の規模			内容	対象となる資産
	5,000万円以下 (個人を含む。)	5,000万円超 1億円以下	1億円超		
製造業	500万円以上	1,000万円以上 (新設又は増設に限る)	2,000万円以上 (新設又は増設に限る)	対象業種の 事業用に供 するため、取 得等した設 備に係る固 定資産税を 3年間免除。	家屋・償却資 産・土地
旅館業（下宿業を除く。）					
農林水産物等販売業		500万円以上 (新設又は増設に限る)			
情報サービス業等					

※償却資産は、機械及び装置に限る。

※土地は、取得の日の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合であって、当該家屋の水平投影面積部分の固定資産税を対象とする。